

# 石川県公報

平成24年1月20日  
第12459号(金曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正 (総務課)	1	保安林の指定の解除 (同)	2
地域森林計画の公表 (森林管理課)	1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2
地域森林計画の変更の公表 (同)	1	市町が行う土地改良事業の施行協議を相当とする決定及び縦覧公告 (経営対策課)	3
保安林の指定予定 (同)	2	公共測量終了公告 (監理課)	3

## 告 示

### 石川県告示第19号

石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成15年石川県告示第402号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の石川県森林審議会における公募委員選定の項の次に次のように加える。

石川県水産振興協議会における公募委員選定	総合得点及び順位	選定結果通知の日から起算して2週間	石川県農林水産部水産課
----------------------	----------	-------------------	-------------

### 石川県告示第20号

森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)附則第3条第2項の規定によりその例によるものとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、平成24年4月1日以降10年間における加賀森林計画区の地域森林計画をたてたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 縦覧期間  
平成24年1月20日から同年2月19日まで
- 縦覧場所  
石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の各農林総合事務所森林部

### 石川県告示第21号

森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)附則第3条第1項の規定によりその例によるものとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、能登森林計画区の地域森林計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 縦覧期間  
平成24年1月20日から同年2月19日まで
- 縦覧場所  
石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各農林総合事務所森林部

### 石川県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。  
平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所  
羽咋郡志賀町酒見壱1、2の1、3の1、7の3
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除に係る保安林の所在場所  
かほく市二ツ屋フ16の3、16の14、中沼ノ7の2
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成24年1月6日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 角間里山みらい
- 代表者の氏名  
三橋 俊一

## 北 實

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市永安町77番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、企業、NPO、行政、地域住民等の地域の多様な主体と大学が連携して取り組む里山の保全・活用事業や人材育成事業をととして、未来につなぐ新しい里山活用モデルの創出を図り、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

## 市町が行う土地改良事業の施行協議を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり市町が行う土地改良事業の施行協議を適当と決定したので、その関係書類を平成24年1月23日から同年2月20日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
輪 島 市	大和地区	団体営基盤整備促進事業	新規土地改良事業計画書の写し	輪島市役所

## 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成24年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成23年2月14日から 同年3月31日まで	七尾市御祓地区

